

厚木市公告

地方自治法施行令第167条の6の規定に基づき、一般競争入札の参加資格等必要事項を次のとおり公告します。

令和8年 9月 29日

厚木市長 山口 貴 裕

1 競争入札に付する事項

委託名、委託場所、委託概要及び履行期間等の案件別事項は、委託別発注概要書に記載のとおりです。

2 競争入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていることを要します。この場合において、(2)及び(12)以外の要件については、競争参加資格確認申請期限から落札決定までの間について、満たしていることを要します。

- (1) 当該業務に係る業種について厚木市の競争入札参加資格を有することを市長が認定した者又はその者の営業を継承していると認められる者であること。
- (2) 当該業務に係る入札説明書を入手した者であること。
- (3) 入札金額に対応した内訳書を提出できる者であること。
- (4) 厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止措置中の者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、(1)による競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、(1)による競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。
- (9) 厚木市暴力団排除条例に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (10) 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- (11) 入札に参加しようとする者と厚木市が契約している業務の件数（以下「手持ち件数」といいます。）による入札参加の制限については、厚木市ホームページの「しごと・産業」＞「入札・契約」＞「コンサル」＞「お知らせ」に掲載している「令和8年度コンサルの入札執行方法について」によること。
- (12) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

3 競争入札の参加方法

かながわ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」といいます。）を使用してください。

4 競争入札等日程

競争参加資格確認申請期間 及び質問期間	令和8年 9月29日(火) 午前10時から…① 令和8年10月 6日(火) 午後 3時まで
入札説明書の掲載期間	入札説明書は電子入札システムの「入札情報サービスシステム」から入手してください。 競争参加資格確認申請開始日時（①）から 入札書及び内訳書受付締切日時（②）まで

質問について	回答までの目安は、質問日から起算して3日後です。 再質問は、できません。
競争参加資格確認通知 (入札参加資格の決定)	令和8年10月9日(金)午後5時までに通知します。 参加資格有の通知を受けた者が、入札書を提出することができます。
入札書受付期間	令和8年10月13日(火) 午前9時から 令和8年10月14日(水) 午後3時まで…②
開札日時及び開札場所	令和8年10月15日(木) 午前9時から (案件ごとの開札時間は電子入札システム掲載のとおり) 厚木市総務部契約検査課工事契約係
落札決定通知日時	令和8年10月20日(火) 午前10時以降
再度入札の場合の入札書 提出締切日時	令和8年10月16日(金) 午後3時まで
再度入札の場合の 落札決定通知日時	令和8年10月21日(水) 午前10時以降

5 競争参加資格確認申請に係る書類の提出及び質問について

- (1) 競争入札参加希望者は、電子入札システムにより、4 競争入札等日程に記した期限までに、競争参加資格確認申請を行ってください。この申請を行った際、電子入札システムにより「参加資格要件を確認ください。」の表示がされた場合で、疑義があるときは、契約検査課まで連絡してください。なお、申請の結果については、4 競争入札等日程に記した期限までに、競争参加資格確認通知書により資格の有無を通知します。
- (2) 電子入札システムによる競争参加資格確認申請の際に、資本関係又は人的関係申告書（以下「申告書」といいます。）を添付してください。申告書は、資本関係又は人的関係の有無にかかわらず提出が必要です。詳細については、厚木市ホームページの「しごと・産業」>「入札・契約」>「コンサル」>「お知らせ」に掲載している「資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加制限について」のとおりとします。
- (3) 質問は、電子入札システムにより、4 競争入札等日程に記した期限までに行ってください。質問の回答も、電子入札システムに掲載します。

6 競争参加資格確認通知書により資格なしの旨の通知を受けた者の苦情の申立て

- (1) 競争参加資格確認通知書により資格なしの旨の通知を受けた者は、通知を受領した日から起算して2日以内に電子入札システムを利用して説明を求めることができます。
- (2) (1)による説明要求に対しては、説明要求ができる期間の末日から起算して5日以内に回答します。
- (3) (2)による説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して7日以内に再苦情申立書を契約検査課に持参することにより、苦情を申し立てることができます。
- (4) (3)による再苦情申立てについては、厚木市契約制度等検討委員会が審議を行います。
- (5) 説明要求及び再苦情申立ては、入札事務の執行を妨げないものとします。

7 入札書の提出等

- (1) 入札書は電子入札システムにより、4 競争入札等日程に記した期限までに提出してください。この場合、電子入札システムの質問回答機能により、厚木市が情報提供を行う場合があるので、必ずその内容を確認の上、入札書を提出してください。
- (2) 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。
- (3) 入札執行回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格以下最低制限価格以上の入札がない場合は、予定価格を事前公表したときを除き、電子入札システムにより通知の上、再度入札を1回行います。ただし、再度入札を行う場合において、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者及び最低制限価格未満の価格をもって入札した者については、再

度入札に参加することは、できません。

- (4) 最低制限価格については、厚木市業務委託最低制限価格方式要綱に基づき設定し、委託別発注概要書においてその旨を記載します。詳細については、厚木市ホームページの「市政情報」>「条例・規則・要綱」>「要綱集」>「総務部」>「契約検査課」に掲載している「厚木市業務委託最低制限価格方式要綱」のとおりとします。

- (5) 次に掲げる入札は、無効とします。

- ア 競争入札参加資格を満たさない者が行った入札
- イ 競争入札参加資格確認に必要な書類を提出しなかった者が行った入札
- ウ 競争入札参加資格確認に必要な書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- エ 入札に関する条件に違反した入札
- オ 契約締結前に当該入札に係る談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札

- (6) 次に掲げる入札者は、当該入札について失格とします。

- ア 最低制限価格に満たない金額により入札を行った入札者
- イ 11 に定める書類を提出しない入札者

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除します。

- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する金額以上を契約締結と同時に納付するものとします。この場合に、利付国債証券の提供又は金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関をいいます。）若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいいます。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。なお、落札者が公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除するものとします。

また、厚木市契約規則第31条第3号に掲げる契約保証金の納付を免除する取扱いについては、厚木市ホームページの「しごと・産業」>「入札・契約」>「コンサル」>「お知らせ」に掲載している「契約保証金免除の取扱いについて」によることとします。

9 疑義の申立て

- (1) 本入札は、開札後落札決定を保留し、疑義申立て期間を設けます。疑義申立てにより設計誤りが判明し、予定価格以下最低制限価格以上の範囲で、最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」といいます。）に変更が生じる場合には、入札を無効とし、改めて入札執行することとします。
- (2) 疑義申立て期間は、保留通知発行から開札日の翌開庁日の正午までとします。
- (3) 本入札又は他の入札において疑義申立てがあった場合には、その後の決定や提出期限等を延期することがあります。
- (4) 疑義の申立ての方法については、「令和8年度コンサルの入札執行方法について」のとおりとします。

10 落札候補者及び落札者の決定

- (1) 落札候補者について競争入札参加資格を審査し、その要件を満たしていることが確認できた場合に当該業者を落札者として決定します。審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効又は入札者を失格とし、次に価格の低い入札者について同様の審査をします。さらに、その入札を無効又は入札者を失格とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様の審査をします。
- (2) 落札候補者が2者以上である場合は、電子入札システムによるくじ引きを行い、資格要件を確認後に落札者を決定します。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とします。
- (4) 落札候補者には、電子入札システムによる保留通知書又は電話により落札候補者として決定した旨を連絡します。

11 落札候補者の提出書類

- (1) 落札候補者は、委託別発注概要書のその他2に記載した書類のうち、誓約書については電子メール又は契約検査課窓口を持参することにより、その他の書類についてはファックス、電子メール又は契約検査課窓口を持参することにより、速やかに提出してください。なお、必要がある場合は、その他の書類の提出を求めることがあります。
- (2) 提出期限は、**開札日から2開庁日後の午前10時まで**とします。提出期限までに提出されない場合には、当該落札候補者は失格となりますので注意してください。

12 入札が無効とされた落札候補者の苦情の申立て

- (1) 入札が無効とされた落札候補者は、落札者決定通知書を受領した日から起算して7日以内に苦情申立書を契約検査課に持参することにより説明を求めることができます。
- (2) (1) による説明要求に対しては、受理した日から起算して5日以内に回答します。
- (3) (2) による説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して7日以内に再苦情申立書を契約検査課に持参することにより苦情を申し立てることができます。
- (4) (3) による再苦情申立てについては、厚木市契約制度等検討委員会が審議を行います。
- (5) 説明要求及び再苦情申立ては、落札決定の事務の執行を妨げないものとします。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要します。この場合において、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします（当該事項を記録した電磁的記録を希望する場合を除く）。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 落札者が決定通知のあった日から7日以内に当該契約を締結しない場合は、当該落札は効力を失い、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱の対象となります。
- (4) 落札者が契約締結までに競争入札参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は、当該落札は効力を失います。
- (5) 手持ち件数の制限を超える場合及び配置予定技術者を配置できない場合の取扱い
開札の結果、この入札を含む2件以上の最低応札者になったことにより、2で定める手持ち件数の制限を超える場合又は配置予定技術者を配置することができない場合の落札候補者となることのできる業務委託については、原則として開札予定時間が早い入札とします。ただし、1回目の開札で予定価格に達する者がいなかったため、2回目の開札を行う場合には、2回目の開札時間を、その業務委託の開札予定時間とします。
- (6) 公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。
- (7) 開札後であっても、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を無効とすることがあります。
- (8) 電子入札システムに障害が発生した場合は、入札を延期し、又は中止することがあります。
- (9) (1)から(8)までに定めるもののほか、厚木市契約規則及び厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程の定めるところによります。